

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 24) (法人住民税:義)(地方税 26)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・ 拡充 ・ 延長 】 【単独・主管・ 共管 】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>所得の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額(国税)から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除することを認める制度。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>具体的には、民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比 3%にするという目標を着実に実現するため、企業に研究開発を増加させるインセンティブを着実に与えるとともに、新型コロナウイルスにより、世界の産業構造が急速に変化しつつある中、企業のデジタル化をいっそう促進させるために、総額型の控除上限引上げ等を行う。</p> <p>○総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ○自社利用ソフトウェア関連費用の適正化(ソフトウェア関連費用の見直し) ○試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(3 年間延長(5 年度末まで)) ○中小企業者等について、試験研究費が 8%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(3 年間延長(5 年度末まで)) ○オープンイノベーション型の見直し(手続合理化等) ○人件費の「専ら要件」、Q&A の「業務改善」の明確化</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 10 条、第 42 条の 4、第 68 条の 9 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 23 条第 1 項第 4 号、第 292 条第 1 項第 4 号、附則第 8 号</p>
5	担当部局	防衛装備庁装備政策部装備政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 3 年 9 月 分析対象期間:平成 29 年度～令和 5 年度

7	創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型:昭和 42 年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和 60 年度創設 ・特別試験研究費税額控除制度:平成 5 年度創設 ・総額型:平成 15 年度創設 ・高水準型:平成 20 年度創設 ・平成 26 年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率 5%から 5~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変化する仕組み)に変更 ・平成 27 年度税制改正にて、控除上限を法人税額の 30%に引上げる(総額型 25%、特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)5%(ともに恒久措置))とともに、オープンイノベーション型の控除率(12%から 20%又は 30%)及び対象費用(中小企業からの知財権の使用料)を拡充し、繰越控除制度を廃止。 ・平成 29 年度改正にて、増加型を廃止した上で、総額型に増加インセンティブを組み込み、高水準型を延長しつつ、売上高試験研究費割合が 10%超の場合や中小企業者等の試験研究費が 5%超増加した場合に控除上限を上乗せできる措置を導入。加えて、試験研究費の定義を見直し(第 4 次産業革命型のサービスの開発を追加)、特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。 ・平成 31 年度改正にて、特別試験研究費税額控除制度の控除上限を法人税額の 5%から 10%に引き上げるとともに、支援対象を拡大し、一部控除率を引上げ。総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設(令和 2 年度末まで)。ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長(令和 2 年度末まで)
8	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ○ 自社利用ソフトウェア関連費用の適正化(ソフトウェア関連費用の見直し) ○ オープンイノベーション型の見直し(手続合理化等) ○ 人件費の「専ら要件」、Q&A の「業務改善」の明確化 <p>(以上、恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(3 年間延長(5 年度末まで)) ○ 中小企業者等について、試験研究費が 8%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(3 年間延長(5 年年度末まで))
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成 30 年度:19.5 兆円)の約 7 割(同:14.2 兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第 5 期科学技術基本計画(平成 28 年~32 年度) [平成 28 年 1 月 22 日閣議決定] <p>第 7 章 科学技術イノベーションの推進の強化</p>

(5) 未来に向けた研究開発投資の確保

第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。

このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)

○ 未来投資戦略2017 [平成29年6月9日閣議決定]

4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム

(2) 新たに講ずべき具体的施策

～略～研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする～略～

ii) 我が国が強い分野への重点投資

～略～民間企業の研究開発投資を対GDP比3%にすることを目指すことにより、官民合わせた研究開発投資の対GDP比4%以上とすることを目標とする。

○ 統合イノベーション戦略2020 [令和2年7月17日閣議決定]

第3章 知の社会実装

(3) 政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進

○ 目標

<研究開発投資の促進>

・政府研究開発投資目標(対GDP比1%(第5期基本計画期間中のGDPの名目成長率を第5期基本計画策定当時の「中長期の経済財政に関する試算」(2015年7月22日経済財政諮問会議提出)の経済再生ケースに基づくものとして試算した場合、期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約26兆円となる。))及び官民研究開発投資目標(対GDP比4%以上)の達成

<民間研究開発投資の促進>

○ 先進技術の社会実装等の促進に向け、AI等ソフトウェアの研究開発及びそれを活用した新たなサービスの社会実装を強化するため、民間の研究開発投資を支援する関連制度等の見直しを検討する。

○ 経済財政運営と改革の基本方針2020(骨太の方針) [令和2年7月17日閣議決定]

第1章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて

5. 感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済・財政一体改革

(2) 感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進

～略～また、科学技術・イノベーション政策では、創業研究、デジタル化・リモート化やAI・ロボットなどの社会課題解決に資する分野を中核に据えて取り組む。その際、予算の質の向上を図りながら、官民連携による戦略的な研究開発投資を促進し、「世界で最もイノベーションに適した国」の実現につなげる。～略～

		<p>第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く</p> <p>1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ 「ウィズコロナ」の経済戦略</p> <p>(4) 消費など国内需要の喚起</p> <p>～略～このため、AI・量子技術・水素等の脱炭素など最先端分野における研究開発を加速するとともに、複数年の取組である中小企業生産性革命推進事業をはじめとする予算や、出資・ファンド拡充による金融支援のほか、税制・規制改革も含め、あらゆる手段の活用を検討する。～略～</p> <p>○成長戦略フォローアップ[令和2年7月17日閣議決定]</p> <p>4. オープン・イノベーションの推進</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>① 産学官を通じたオープン・イノベーションの推進</p> <p>ア) 企業発オープン・イノベーションの促進</p> <p>・工場等の現場データの活用について、民間企業によるソフトウェアの研究開発・実装を促進するための環境整備を行う。</p> <p>○Beyond 5G 推進戦略 -6G へのロードマップ-[令和2年6月30日総務省]</p> <p>4. Beyond 5G 推進戦略</p> <p>4-2. 研究開発戦略</p> <p>(3) 具体的な施策</p> <p>(研究開発税制による支援)</p> <p>国の研究開発及び研究開発支援に加えて、民間による研究開発を強力に後押しするよう、研究開発税制において、デジタル関連の研究開発が十分に支援できているかを検証し、必要な改正を実施する。</p> <p>○ 防衛生産・技術基盤戦略(平成26年6月19日防衛省策定)</p> <p>5. 防衛生産・技術基盤の維持・強化のための諸施策</p> <p>(6) 関係府省と連携した取組</p> <p>防衛産業の強化には、防衛省における契約制度・研究開発の取組のほか、(中略)、各種税制・補助金の利用等に関し、経済産業省との連携を強化し、中小企業を含めた防衛産業がそのような支援スキームを円滑に利用できるような取組を行うことが効果的である。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>経済成長 技術革新</p> <p>○統合イノベーション戦略2020 [令和2年7月17日閣議決定]</p> <p>第3章 知の社会実装</p> <p>(3) 政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進</p> <p>○目標</p> <p><研究開発投資の促進></p> <p>・政府研究開発投資目標(対GDP比1%(第5期基本計画期間中のGDPの名目成長率を第5期基本計画策定当時の「中長期の経済財政に関する試算」(2015年7月22日経済財政諮問会議提出)の経済再生ケースに基づくものとして試算し</p>

た場合、期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約 26 兆円となる。)) 及び官民研究開発投資目標 (対 GDP 比 4 %以上) の達成

<民間研究開発投資の促進>

○ 先進技術の社会実装等の促進に向け、AI等ソフトウェアの研究開発及びそれを活用した新たなサービスの社会実装を強化するため、民間の研究開発投資を支援する関連制度等の見直しを検討する。

○ 第5期科学技術基本計画 (平成28年~32年度) [平成28年1月22日閣議決定]

第7章 科学技術イノベーションの推進の強化

(5) 未来に向けた研究開発投資の確保

第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から~(中略)~政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。

このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)

○ 未来投資戦略2017 [平成29年6月9日閣議決定]

4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム

(2) 新たに講ずべき具体的施策

~略~研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする~略~

ii) 我が国が強い分野への重点投資

~略~民間企業の研究開発投資を対GDP比3%にすることを目指すことにより、官民合わせた研究開発投資の対GDP比4%以上とすることを目標とする。

○ 経済財政運営と改革の基本方針2020 (骨太の方針) [令和2年7月17日閣議決定]

第1章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて

5. 感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済・財政一体改革

(2) 感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進

~略~また、科学技術・イノベーション政策では、創業研究、デジタル化・リモート化やAI・ロボットなどの社会課題解決に資する分野を中核に据えて取り組む。その際、予算の質の向上を図りながら、官民連携による戦略的な研究開発投資を促進し、「世界で最もイノベーションに適した国」の実現につなげる。~略~

第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く

1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ 「ウィズコロナ」の経済戦略

(4) 消費など国内需要の喚起

~略~このため、AI・量子技術・水素等の脱炭素など最

先端分野における研究開発を加速するとともに、複数年の取組である中小企業生産性革命推進事業をはじめとする予算や、出資・ファンド拡充による金融支援のほか、税制・規制改革も含め、あらゆる手段の活用を検討する。～略～

○成長戦略フォローアップ[令和2年7月17日閣議決定]

4. オープン・イノベーションの推進

(2) 新たに講ずべき具体的施策

① 産学官を通じたオープン・イノベーションの推進

ア) 企業発オープン・イノベーションの促進

・工場等の現場データの活用について、民間企業によるソフトウェアの研究開発・実装を促進するための環境整備を行う。

○Beyond 5G 推進戦略 -6G へのロードマップ- [令和2年6月30日総務省]

4. Beyond 5G 推進戦略

4-2. 研究開発戦略

(3) 具体的な施策

(研究開発税制による支援)

国の研究開発及び研究開発支援に加えて、民間による研究開発を強力に後押しするよう、研究開発税制において、デジタル関連の研究開発が十分に支援できているかを検証し、必要な改正を実施する。

○ 防衛省における政策評価に関する基本計画について(防官企(防)第154号。31. 3. 29)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。

基本目標:①平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出、②我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止、③万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化

政策分野:我が国自身の防衛体制の強化(防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項)

施策:産業基盤の強靱化

○ 防衛生産・技術基盤戦略(平成26年6月19日防衛省策定)

5. 防衛生産・技術基盤の維持・強化のための諸施策

(6)関係府省と連携した取組

防衛産業の強化には、防衛省における契約制度・研究開発の取組のほか、(中略)、各種税制・補助金の利用等に関し、経済産業省との連携を強化し、中小企業を含めた防衛産業がそのような支援スキームを円滑に利用できるような取組を行うことが効果的である。

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%(官民研究開発投資目標(対GDP比4%以上))にする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。</p> <p>なお、研究論文(Kasahara et al.(2014))によれば、研究開発税制(総額型)の導入により、研究開発投資が3.0~3.4%増加した。また、平成30年度経済産業省アンケート調査では約6割の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p>										
10	有効性等	① 適用数	<p>○利用実績(うち、資本金1億円以下の法人分)</p> <p>適用事業者(法人)数</p> <p><総額型(拡充)></p> <p>平成28年度 3,568 法人(781 法人)</p> <p>平成29年度 4,102 法人(1,186 法人)</p> <p>平成30年度 3,822 法人(1,017 法人)</p> <p>令和元年度 3,822 法人(1,017 法人)(見込み)</p> <p>令和2年度 3,822 法人(1,017 法人)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制(拡充)></p> <p>平成28年度 5,380 法人(5,368 法人)</p> <p>平成29年度 5,411 法人(5,391 法人)</p> <p>平成30年度 5,690 法人(5,674 法人)</p> <p>令和元年度 5,690 法人(5,674 法人)(見込み)</p> <p>令和2年度 5,690 法人(5,674 法人)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型(拡充)></p> <p>平成28年度 397 法人(189 法人)</p> <p>平成29年度 503 法人(234 法人)</p> <p>平成30年度 580 法人(283 法人)</p> <p>令和元年度 580 法人(283 法人)(見込み)</p> <p>令和2年度 580 法人(283 法人)(見込み)</p> <p>※平成28~30年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。</p> <p>※令和元年度、令和2年度は、「令和2年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出することとしているが、現在アンケート調査の集計中のため、便宜上、平成30年度と同数とした。</p> <p>○将来推計</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">適用企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・総額型</td> <td style="text-align: right;">3,822/事業年度</td> </tr> <tr> <td>・中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">5,690/事業年度</td> </tr> <tr> <td>・オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">580/事業年度</td> </tr> </tbody> </table>		適用企業数	令和3年度		・総額型	3,822/事業年度	・中小企業技術基盤強化税制	5,690/事業年度	・オープンイノベーション型	580/事業年度
	適用企業数												
令和3年度													
・総額型	3,822/事業年度												
・中小企業技術基盤強化税制	5,690/事業年度												
・オープンイノベーション型	580/事業年度												

令和 4 年度

- ・総額型 3,822／事業年度
- ・中小企業技術基盤強化税制 5,690／事業年度
- ・オープンイノベーション型 580／事業年度

令和 5 年度

- ・総額型 3,822／事業年度
- ・中小企業技術基盤強化税制 5,690／事業年度
- ・オープンイノベーション型 580／事業年度

※適用件数については、現時点において明確でないことから令和 3 年度、4 年度、5 年度は、令和元年度推計値と同数とした。

○業種別適用件数(実績)

業種別に適用件数をみると、総額型、中小企業技術基盤強化税制ともに下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。

○平成 30 年度総額型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	3,822	1,017
製造業	2,592	600
化学工業	480	78
機械製造業	357	100
電気機械	295	66
食料品	248	60
輸送用機械	225	21
金属製品	180	56
その他製造業	807	219
サービス業	450	175
卸売業	360	135
その他	420	107

(出典：H30 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 30 年度中小企業技術基盤強化税制適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	5,690	5,302
製造業	3,605	3,602
化学工業	471	471
機械製造業	482	482
電気機械	450	450
食料品	342	341
輸送用機械	142	141

金属製品	414	414
その他製造業	1,304	1,303
サービス業	727	725
卸売業	855	852
その他	503	123

(出典:H30 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成30年度オープンイノベーション型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	580	283
製造業	339	140
化学工業	79	25
機械製造業	38	15
電気機械	38	17
食料品	22	8
輸送用機械	29	6
金属製品	29	24
その他製造業	104	45
サービス業	96	67
卸売業	59	39
その他	86	37

(出典:H30 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○業種別減収金額(実績)

業種別の適用金額では、総額型(輸送用機械)及びオープンイノベーション型(化学工業)の割合が高くなっている。

総額型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が24.0%と非常に高いこと、また、オープンイノベーション型については、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が19.1%と非常に高く、オープンイノベーションを積極的に行っているためと考えられる。

○平成30年度総額型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	575,132	5,746
製造業	470,361	3,625
化学工業	99,560	1,039
機械製造業	58,715	424
電気機械	60,148	309
食料品	12,914	327
輸送用機械	138,122	143
金属製品	4,727	181

その他製造業	96,175	1,202
サービス業	10,903	693
卸売業	26,357	412
その他	67,511	1,016

(出典: H30 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 30 年度中小企業技術基盤強化税制適用金額(単位: 百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	35,736	35,676
製造業	27,183	27,176
化学工業	6,813	6,813
機械製造業	2,759	2,759
電気機械	3,443	3,443
食料品	2,206	2,201
輸送用機械	1,465	1,464
金属製品	1,884	1,884
その他製造業	8,613	8,612
サービス業	2,274	2,270
卸売業	4,329	4,300
その他	1,950	1,930

(出典: H30 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 30 年度オープンイノベーション型適用金額 (単位: 百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	8,403	370
製造業	6,537	235
化学工業	3,601	156
機械製造業	832	20
電気機械	430	17
食料品	67	9
輸送用機械	963	2
金属製品	21	8
その他製造業	623	23
サービス業	333	50
卸売業	213	28
その他	1,320	57

(出典: H30 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

※なお、総務省「科学技術研究調査」令和元年調査結果(平成 30 年度実績)によれば、民間研究開発投資額(143.3 兆円)のうち、製造業の割合は 86.5%であり、業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業(21.5%)」、「医薬品製造業(9.9%)」、

		<p>「電気機械器具製造業(8.9%)」、「情報通信機械器具製造業(8.3%)」となっているほか、非製造業の割合は13.5%となっている。</p> <p>※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の大宗が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税標本調査 第10表 租税特別措置法関連項目によると、平成30年の適用は5人(適用金額0百万円)となっている。また、それ以前の平成28及び平成29年の本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。</p>																								
	<p>② 適用額</p>	<p>○減収額実績</p> <p><総額型(拡充)></p> <p>平成28年度 4,939億円(48億円) 平成29年度 6,102億円(64億円) 平成30年度 5,751億円(57億円) 令和元年度 5,751億円(57億円)(見込み) 令和02年度 5,751億円(57億円)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制(拡充)></p> <p>平成28年度 260億円(257億円) 平成29年度 297億円(296億円) 平成30年度 357億円(357億円) 令和元年度 357億円(357億円)(見込み) 令和02年度 357億円(357億円)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型(拡充)></p> <p>平成28年度 42億円(1.6億円) 平成29年度 81億円(1.8億円) 平成30年度 84億円(3.7億円) 令和元年度 84億円(3.7億円)(見込み) 令和02年度 84億円(3.7億円)(見込み)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">適用金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">令和3年度</td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td style="text-align: right;">5,751億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">357億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">84億円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">令和4年度</td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td style="text-align: right;">5,751億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">357億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">84億円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">令和5年度</td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td style="text-align: right;">5,751億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">357億円</td> </tr> </tbody> </table>		適用金額	令和3年度		総額型	5,751億円	中小企業技術基盤強化税制	357億円	オープンイノベーション型	84億円	令和4年度		総額型	5,751億円	中小企業技術基盤強化税制	357億円	オープンイノベーション型	84億円	令和5年度		総額型	5,751億円	中小企業技術基盤強化税制	357億円
	適用金額																									
令和3年度																										
総額型	5,751億円																									
中小企業技術基盤強化税制	357億円																									
オープンイノベーション型	84億円																									
令和4年度																										
総額型	5,751億円																									
中小企業技術基盤強化税制	357億円																									
オープンイノベーション型	84億円																									
令和5年度																										
総額型	5,751億円																									
中小企業技術基盤強化税制	357億円																									

		<p>オープンイノベーション型 84 億円</p> <p>※オープンイノベーション型の適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年度は、令和 2 年度と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については令和 2 年度「経済産業省アンケート調査」の集計結果を基に算出するが、現在アンケート調査の集計中のため、便宜上、平成 30 年度と同数とした。</p> <p>(参考: 地方税) <中小企業技術基盤強化税制(拡充)> 平成 28 年度 34 億円 平成 29 年度 38 億円 平成 30 年度 46 億円 <オープンイノベーション型(拡充)> 平成 28 年度 0.21 億円 平成 29 年度 0.24 億円 平成 30 年度 0.44 億円 (出典: 総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」)</p> <p>○将来推計</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">適用金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">令和 3 年度</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">46 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">0.44 億円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">令和 4 年度</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">46 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">0.44 億円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">令和 5 年度</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: right;">46 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: right;">0.44 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※オープンイノベーション型の適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年度は、令和 2 年度と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については令和 2 年度「経済産業省アンケート調査」の集計結果を基に算出するが、現在アンケート調査の集計中のため、便宜上、平成 30 年度と同数とした。</p>		適用金額	令和 3 年度		中小企業技術基盤強化税制	46 億円	オープンイノベーション型	0.44 億円	令和 4 年度		中小企業技術基盤強化税制	46 億円	オープンイノベーション型	0.44 億円	令和 5 年度		中小企業技術基盤強化税制	46 億円	オープンイノベーション型	0.44 億円
	適用金額																					
令和 3 年度																						
中小企業技術基盤強化税制	46 億円																					
オープンイノベーション型	0.44 億円																					
令和 4 年度																						
中小企業技術基盤強化税制	46 億円																					
オープンイノベーション型	0.44 億円																					
令和 5 年度																						
中小企業技術基盤強化税制	46 億円																					
オープンイノベーション型	0.44 億円																					
	③ 減収額	<p>○減収額実績</p> <p><総額型(拡充)> 平成 28 年度 4,939 億円(48 億円) 平成 29 年度 6,102 億円(64 億円) 平成 30 年度 5,751 億円(57 億円) <中小企業技術基盤強化税制(拡充)> 平成 28 年度 260 億円(257 億円) 平成 29 年度 297 億円(296 億円)</p>																				

平成 30 年度 357 億円(357 億円)
 <オープンイノベーション型(拡充)>
 平成 28 年度 42 億円(1.6 億円)
 平成 29 年度 81 億円(1.8 億円)
 平成 30 年度 84 億円(3.7 億円)

(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

○将来推計

適用金額

令和3年度
 総額型 5,751 億円
 中小企業技術基盤強化税制 357 億円
 オープンイノベーション型 84 億円

令和4年度
 総額型 5,751 億円
 中小企業技術基盤強化税制 357 億円
 オープンイノベーション型 84 億円

令和5年度
 総額型 5,751 億円
 中小企業技術基盤強化税制 357 億円
 オープンイノベーション型 84 億円

※オープンイノベーション型の適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから令和3年度、令和4年度、令和5年度は、令和2年度と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については令和2年度「経済産業省アンケート調査」の集計結果を基に算出するが、現在アンケート調査の集計中のため、便宜上、平成30年度と同数とした。

(参考:地方税)

<中小企業技術基盤強化税制(拡充)>

平成 28 年度 34 億円
 平成 29 年度 38 億円
 平成 30 年度 46 億円

<オープンイノベーション型(拡充)>

平成 28 年度 0.21 億円
 平成 29 年度 0.24 億円
 平成 30 年度 0.44 億円

(出典:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」)

○将来推計

適用金額

令和3年度
 中小企業技術基盤強化税制 46 億円
 オープンイノベーション型 0.44 億円

		<p>令和 4 年度 中小企業技術基盤強化税制 46 億円 オープンイノベーション型 0.44 億円</p> <p>令和 5 年度 中小企業技術基盤強化税制 46 億円 オープンイノベーション型 0.44 億円</p> <p>※オープンイノベーション型の適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年度は、令和 2 年度と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については令和 2 年度「経済産業省アンケート調査」の集計結果を基に算出するが、現在アンケート調査の集計中のため、便宜上、平成 30 年度と同数とした。</p>																					
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 回復基調にあった我が国の研究開発費の対 GDP 比率は、2014 年度をピークに下降傾向にあり、2017 年度に上昇傾向に転じたが、まだ 2014 年度を下回る比率にまで落ち込んでいる。</p> <p>よって、未だ「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4% 以上」及び「民間企業研究開発投資を対 GDP 比の 3% 以上」という目標を達成できていない。</p> <p>対 GDP 研究開発投資比率の推移</p> <table border="1" data-bbox="595 1055 1409 1312"> <thead> <tr> <th></th> <th>2013</th> <th>2014</th> <th>2015</th> <th>2016</th> <th>2017</th> <th>2018</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究開発投資総額</td> <td>3.57%</td> <td>3.66%</td> <td>3.55%</td> <td>3.42%</td> <td>3.48%</td> <td>3.56%</td> </tr> <tr> <td>民間企業研究開発投資額</td> <td>2.50%</td> <td>2.62%</td> <td>2.56%</td> <td>2.47%</td> <td>2.52%</td> <td>2.60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典: 科学技術研究調査(総務省)、国民経済計算(内閣府))</p> <p>そのため、「官民合わせた研究開発費の対 GDP 比 4% 以上」及び「民間企業研究開発投資の対 GDP 比 3% 以上」を達成するためには、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることが重要であると考えられる。</p>		2013	2014	2015	2016	2017	2018	研究開発投資総額	3.57%	3.66%	3.55%	3.42%	3.48%	3.56%	民間企業研究開発投資額	2.50%	2.62%	2.56%	2.47%	2.52%	2.60%
	2013	2014	2015	2016	2017	2018																	
研究開発投資総額	3.57%	3.66%	3.55%	3.42%	3.48%	3.56%																	
民間企業研究開発投資額	2.50%	2.62%	2.56%	2.47%	2.52%	2.60%																	
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>統合イノベーション戦略 2020、第 5 期科学技術基本計画の当面の目標「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4% 以上とする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。</p> <p>なお、研究論文(Kasahara et al.(2014))によれば、研究開発税制(総額型)の導入により、研究開発投資が 3.0~3.4% 増加した。また、平成 30 年度経済産業省アンケート調査では約 6 割の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p> <p>○ 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ 研究開発税制において、控除限度額が控除上限を超える企業につ</p>																					

			<p>いては、さらに研究開発費を増加させるインセンティブが利きづらく、むしろ、研究開発費を増加させるほど研究開発費に対する税額控除額の割合が下がってしまう。このような企業は、リスクをとって利益を「すぐには稼げない」研究開発投資に振り向けている企業であり、中立・公平な支援の観点から、控除上限の引上げが必要であると考えられる</p> <p>○自社利用ソフトウェア関連費用の適正化(ソフトウェア関連費用の見直し)</p> <p>現行の研究開発税制では、デジタル化、ビジネスモデルのサービス化の対応に求められる研究開発費が控除対象となっておらず、産業構造の転換を促し、我が国企業の競争力を維持・拡充していくためには、早急に是正が必要である。</p> <p>○試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(3年間延長(5年度末まで))</p> <p>○中小企業者等について、試験研究費が8%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(3年間延長(5年度末まで))</p> <p>○オープンイノベーション型の見直し(手続合理化等)</p> <p>○人件費の「専ら要件」、Q&Aの「業務改善」の明確化</p> <p>研究開発税制については、平成31年度税制改正において、総額型及び中小企業技術基盤強化税制に研究開発投資の増加インセンティブを良く強く働くよう見直しを行うとともに、オープンイノベーションのさらなる促進のため、オープンイノベーション型の対象の拡大を行った。この方策は、民間企業の研究開発投資を維持・拡大させることが期待でき、「民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%」の目標の達成に資することから、維持・拡充が必要である。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当であると考えられる。</p> <p>予算による措置の場合は、各事業は国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指すものとなる。他方、我が国のイノベーションは企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力の観点から極めて重要である。よって、研究開発テーマに中立的かつ公平に支援を行う税制支援の方が民間活力による研究開発投資を幅広く支援する制度として適切である。</p> <p>研究開発税制については、平成31年度税制改正において、研究開発投資の「量」を更に増加させていくため、研究開発投資の増加インセンティブをより強く働くよう見直しを行うとともに、研究開発投資の「質」の向上に向け、オープンイノベーションの成長を促す措置等を講じた。しかしながら、控除限度額が控除上限を超える企業については、さらに研究開発費を増加させるインセンティブが利きづらく、むしろ、研究開発</p>

			<p>費を増加させるほど研究開発費に対する税額控除額の割合が下がってしまう。このような企業は、「リスクをとって利益をすぐには稼げない」研究開発投資に振り向けている企業であり、中立・公平な支援の観点から、控除上限の引上げが妥当であると考えられる。</p> <p>なお、諸外国では、研究開発に対する税制優遇措置について控除上限を設定していない国も多い。さらに、諸外国では近年、法人税率を下げつつ、研究開発に対する税制優遇措置を維持・拡充する傾向にある。</p> <p>また、現状の税制では、パッケージソフトウェアに係る研究開発であれば税制の対象となるが、SaaSに係る研究開発は対象外であり、製造業の製品開発であれば対象となるが、デジタル技術を活用したソリューションサービスだと対象外というように、税制の中立性が損なわれ、税制中立・公平な支援の観点からも妥当な措置となっていない。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発投資段階において成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>OECD ペーパー (Appelt, S. et al. (2016)) においても、「研究開発税制と予算等による直接的な支援措置とは政策目的が異なるとされており、予算等による直接的な支援措置は社会的リターンが大きい特定のプロジェクトを支援するものである一方、研究開発税制は、民間企業にどのような研究開発を行うかの選択の余地を残している点で、市場メカニズムに基づく措置であるとされている。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>地方税法第 23 条第 1 項第 4 号及び第 292 条第 1 項第 4 号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第 8 条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
<p>12</p>	<p>有識者の見解</p>	<p>省庁間の調整の結果は当然ですが、将来的には、用途の定期的な確認を行うことを前提に、無期限延長(上乘せ措置の恒久化)が望ましい。</p>	
<p>13</p>	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>令和元年年 8 月 (R1 経産 05)</p>	